

高校1年生の皆様へ（特別支援学校へ通学する方を除く）

令和3年度堺市奨学金制度のお知らせ

堺市奨学金制度は、経済的理由により修学が困難な高校生等に、奨学金を給付する制度です。
この奨学金は、みなさまからの寄附金などを積み立てた「奨学基金」により成り立っています。

1. 申請できる方

次の（１）～（２）の要件をすべて満たす方

（１）令和3年7月1日時点で、次の学校のいずれかに在学し、堺市内の居住先から高校学校等へ通学している生徒であること。

- ① 学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校の1年生(※)
 - ② 学校教育法第124条に規定する専修学校(修業年限が2年以上の高等課程に限る)の1年生(※)
- (※)ただし、令和3年度入学した者に限る

（２）令和2年分(令和2年1～12月)の保護者等(親権者全員)の合計所得額が、下表の基準額以下の世帯であること。

ただし、生活保護(生業扶助)受給世帯または府民税所得割額と市民税所得割額の合算額が非課税世帯で、大阪府が実施する「奨学のための給付金」(裏面参照)の対象となる世帯は「堺市奨学金」の対象とはなりません。なお、「奨学のための給付金(前倒し給付)(家計急変)」を受給する場合も「堺市奨学金」の対象となりませんので、あらかじめご了承ください。

(基準額表) ※この基準額は目安であり、世帯構成員の年齢等によって多少異なります。

家族数	2人	3人	4人	5人	6人
基準額	207万	248万	268万	308万	344万

2. 給付金額

32,000円(一括支給)
11月頃採否結果通知を発送します。

3. 選考人数

480名(経済的に困窮度の高い順に決定します)

4. 申請期間

7月1日(木)～12日(月)
区役所での申請は土・日除く9時～17時15分

5. 申請方法

下記いずれかの方法

- ◆電子申請 (<https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/te-tsuzuki/hojo/sakaisisyougakukinnseido.html>)
- ◆郵送



ホームページより申請書をダウンロードし必要事項を記入のうえ、学務課(〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1)へ7月12日(消印有効)までに郵送

- ◆各区役所 企画総務課(南区役所は区政企画室)

(持ち物) ① 印かん(高校生等本人印及び保護者印。ただし、本人が署名する場合は不要。)※朱肉を使用する印かんに限ります。

② 生徒本人名義の預金口座のわかるもの(通帳等)

※採用後に口座を開設していただいても結構です。

<問い合わせ先> 堺市教育委員会 学務課 奨学係

TEL: 072-228-7485 FAX: 072-228-7256

制度概要

「奨学のための給付金」は、返済の必要はありません。

高等学校等に在学する全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、大阪府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、「奨学のための給付金」を支給します。

また、新入生向けの「奨学のための給付金（前倒し給付）」や家計が急変した世帯を対象とした「奨学のための給付金（家計急変）」の制度があります。詳細はホームページをご覧ください。

要件

令和3年7月1日時点において、次の①～④の要件を、すべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等（親権者全員）の令和3年度道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）、または、生活保護（生業扶助）受給世帯であること
- ② 保護者等（親権者全員）が、大阪府内に在住していること
※保護者等（親権者）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し「奨学のための給付金」を申請しない場合に限り、大阪府に申請できます。
- ③ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校（支援学校高等部を除く）に在学し、休学していないこと（令和4年3月1日までに復学した場合は、給付対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。）
- ④ 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること
※平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含む。
(注意) 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、本給付金の対象となりません。

対象生徒の区分		給付金額（令和3年度）	
		国公立	私立
生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒 （全日制・定時制・通信制とも同額）		32,300円	52,600円
令和3年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税の世帯に扶養されている生徒	全日制または定時制に在学する生徒（下記以外）	110,100円	129,600円
	全日制または定時制の生徒で、生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa・bのいずれかに該当する場合 a 兄または姉が高等学校等に在学する場合 b 15歳以上23歳未満の兄弟姉妹が、中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していない場合（働いていないこと）	141,700円	150,000円
	通信制に在学する生徒	48,500円	50,100円

※年齢及び扶養者の状況は、毎年7月1日時点で判断し、扶養の状況は健康保険証の被保険者氏名が保護者等（親権者）であることで判断します。

※ひとり親の場合、兄弟姉妹は、申請者（親権者）に扶養されていることが必要です。養子縁組をしていない再婚相手等申請者以外の親に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹に該当しません。

< お問い合わせ先 >

大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン 電話 06-6910-8001 FAX 06-6910-8005

大阪府ホームページ

【国公立】 <http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

【私立】 http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/syougaku_kyuuhu.html